

## 東京都専門医認定支援事業実施要綱

	平成26年	5月30日付	26福保医人第580号
一部改正	平成29年	5月12日付	29福保医人第457号
一部改正	平成30年	5月7日付	30福保医人第95号
一部改正	令和元年	6月11日付	31福保医人第294号
一部改正	令和5年	7月1日付	5福保医人第821号

### 第1条 目的

新たな専門医の仕組みについては、平成25年4月に取りまとめられた「専門医の在り方に関する検討会」の報告書において、新たに中立的な第三者機関を設け、専門医の認定と養成プログラムの評価・認定を統一的に行うこととされている。

本事業は、新専門医制度の仕組みが円滑に構築され、地域医療への配慮や研修機会の確保に資するよう、プログラムの策定や指導医派遣等を行う医療機関に対する支援を行うことにより、専門医の質の一層の向上や医療提供体制の改善を図ることを目的とする。

### 第2条 事業主体

本事業の実施主体は、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院若しくは診療所又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所とする。ただし、次条第1項の事業の実施主体については、これらのうち、東京都の区域内に所在するものに限ることとする。

### 第3条 事業内容

- 1 東京都の医師不足地域の研修医療機関において専門研修を促進するため、専門研修プログラム（一般社団法人日本専門医機構が定める各領域の新整備指針等に沿ったものをいう。）の策定を地域医療に配慮した形で行う。

なお、策定に当たっては、以下のいずれかの条件を満たすものとする。

  - (1) 都内の医師不足地域に所在する施設における合計12か月以上の研修（一の施設における連続6か月以上の研修を含む。）が必須とされていること。
  - (2) 連携プログラム（専門研修プログラムのうち、当該診療科の専攻医採用数に上限が設定されていない道府県の施設において50%以上の研修を行える環境が整った場合に認定されるものをいう。）に該当するプログラムにあっては、都内の医師不足地域に所在する一の施設における連続6か月以上の研修が必須とされていること。
- 2 東京都の医師不足地域の研修医療機関において、地域医療に配慮した形で小児科、救急科、産婦人科及び総合診療の専門医研修を促進するため、以下に示すいずれかの手法で指導医の派遣等を行う。
  - (1) 指導医の派遣
  - (2) 指導医による出張指導

3 東京都のキャリア形成支援プログラムに基づき、東京都の研修医療機関において専門医研修を促進するため、以下に示すいずれかの手法で指導医の派遣等を行う。

(1) 指導医の派遣

(2) 指導医による出張指導

4 地域医療に従事する総合診療専門医の育成を促進するため、東京都のへき地・離島の医療機関において、総合診療研修を行う。

#### 第4条 事業に係る経費の補助

事業の実施主体が、この要綱に基づき実施する事業に要する経費については、別に定める「東京都専門医認定支援事業補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助を行うものとする。

#### 第5条 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、保健医療局長が別に定める。

##### 附則

この要綱は、決定の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

##### 附則

この要綱は、決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

##### 附則

この要綱は、決定の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

##### 附則

この要綱は、決定の日から施行し、令和元年6月11日から適用する。

##### 附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。